

交渉(全労働京都支部)議事概要(平成27年7月16日)

京都労働局(当局)は、平成27年7月16日(木)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1【全労働京都支部】

「給与制度の総合的見直し」により、俸給額の大幅な引き下げ、地域間格差の拡大等が行われたが、職員の士気の低下とならないよう、関係機関に伝えること。また、昇格・昇給、国家公務員の給与や諸手当を、複雑・困難な職務実態に見合った賃金水準に改善することも関係機関に伝えること。

【当局】

給与の引下げや昇格・昇給制度の見直しは、職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、士気にもかかわるものであると認識している。

当局としては、職場の実情や職員の給与の支給実態、生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう要望を伝えていきたい。

2【全労働京都支部】

50歳代後半層をターゲットにした、昇給・昇格抑制など、高年齢層が不利益となる見直しがなされている。職員のやりがい、働きがいにも大きく影響を与えており、職務給の原則に立脚し、高年齢層職員の賃金削減・諸手当削減を行わないこと。

【当局】

地方で働く職員や、高年齢職員等への更なる不利益が実施されれば、高齢者のみならず若年層を含め職員の士気低下が懸念されると考えている。

職員がやりがい、働きがいをもって安心して勤務する上で、賃金・諸手当の改善など、関係機関に要望を伝えていきたい。

3【全労働京都支部】

非常勤職員の雇用不安を解消し、働きがいをもって安心して働き続けられるよう給与や諸手当、休暇制度の拡充等の改善を行うこと。

【当局】

非常勤職員は、複雑困難化・多忙化を極める第一線の職場で、労働行政の推進のため懸命に働かれ、今やいずれの職場においても欠くべからざる存在になっているにもかかわらず、これに対する処遇等が決して十分なものになっていないことは認識している。

非常勤職員の処遇や制度の改善に向けて、関係機関に要望を伝えていきたい。